

あさくち協働のまちづくり事業協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）と浅口市（以下「乙」という。）は、「●●●●●●●●」（以下「当該事業」という。）を双方の協働事業として実施するため、次の条項に基づき協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、当該事業を協働して実施するうえでの甲及び乙の役割を定めることにより、事業効果を高め、円滑な当該事業の推進を図ることを目的とする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙は、協議して役割分担書を作成する。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲及び乙は、前条の役割分担書に基づき役割を分担し、その役割について、それぞれの責任において誠実に履行するものとする。

2 甲及び乙は、当該事業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、前項の役割と責任に基づき、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、事業実施に際し、他法令に抵触する場合は、それぞれの許可等を受けるものとする。

（成果の帰属）

第4条 当該事業の実施を通じて得られた成果については、甲及び乙の双方に帰属するものとする。

（個人情報の取扱）

第5条 甲及び乙は、当該事業の実施に当たり知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、当該事業の目的以外に使用してはならない。本協定書の有効期間中のみならず、その終了後も同様とする。

（事故の報告義務）

第6条 甲は、事故が発生した場合、すみやかに乙に連絡し、書面により報告しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達することができないと認められるときは、協定を解除することができるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和◆年◆月◆日までとする。

（疑義の発生）

第9条 この協定に定めのない事項に関し疑惑を生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

役 割 分 担 書

甲 の 役 割
1 当該事業の主体的な実施 ・事業を企画・立案すること。 ・事業を関係機関の協力を得ながら、適正に実施すること。 ・事業が安全に実施できるよう、必要な対策を講ずること。 2 当該事業の実施状況の記録 ・事業の実施状況を記録すること。 ・アンケート等により、参加者の感想及び満足度を確認・把握すること。 3 保険加入 ・事業の実施あたり、スタッフ及び参加者の事故や第三者への損害を与えた場合を想定した保険へ加入すること。 4 実績報告書の作成 ・提出期限までに、実績報告書を作成すること。 5 事業の実施における注意点 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮すること。
乙 の 役 割
1 当該事業への協力 ・事業の実施に関して、必要な助言及び情報提供を行うこと。 2 周知・広報活動の実施 ・市内の公共施設に当該事業のチラシ等を配付し、広く参加者が得られるよう支援すること。 ・募集段階から事業実施に至るまで、様々な媒体（市広報紙、市ホームページ等）を利用した積極的な広報に努めること。 3 補助金の交付 ・事業計画に基づき、予算の範囲内で甲に対し補助金を交付すること。